

六郎谷看板及び記念碑設置状況



登録有形文化財

ろくろうたに

六郎谷砂防堰堤

平成31年3月29日 登録

第一号砂防堰堤



第二号砂防堰堤



出典:国土地理院の電子地形図(タイル)に
砂防施設位置を追記して掲載

神通川(じんづうがわ)水系高原川(たかはらがわ)流域では、大正3(1914)年に土石流災害が発生し、各所で大きな被害を受けました。これを契機として、大正10(1921)年から昭和6(1931)年にかけて砂防事業が実施され、高原川の支川六郎谷(ろくろうたに)で28基の砂防堰堤(えんてい)を建設しました。

これらの砂防堰堤群は、現代では再現することが容易でない、石材を全て人力により積み上げられており、建設当時の工法を今日に伝えています。

第一号砂防堰堤と第二号砂防堰堤は、その最下流部を構成する空石(からいし)積みの堰堤で、川下の神岡鉱山中核域を土砂災害から守り、近代日本の重工業化を支えた砂防施設です。現在は、堤体の大半が土砂に埋没し、過酷な自然条件下で効果を発揮する砂防施設の機能を如実に物語っています。

文化庁文化審議会において、これらの砂防堰堤群のうち2基が「登録有形文化財」に答申され、平成31(2019)年3月29日に登録されました。

岐阜県古川土木事務所